（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定性能評価機関に係る指定の区分） **第五十九条**　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。 一～十三　（略） 十四　令第百十二条第十三項各号及び第十五項、令第百二十六条の二第二項、令第百二十九条の十三の二第三号、令第百三十六条の二第一号、令第百三十七条の十四第三号ロ並びに令第百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定 十五～二十四　（略）	（指定性能評価機関に係る指定の区分） **第五十九条**　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。 一～十三　（略） 十四　令第百十二条第十四項各号及び第十六項、令第百二十六条の二第二項、令第百二十九条の十三の二第三号、令第百三十六条の二第一号、令第百三十七条の十四第三号ロ並びに令第百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定 十五～二十四　（略）

附　則

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。